

# 核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第366回

令和2年8月21日（金）

原子力規制委員会

# 核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第366回議事録

### 1. 日時

令和2年8月21日（金） 10：00～10：44

### 2. 場所

原子力規制委員会 13階会議室A

### 3. 出席者

#### 担当委員

田中 知 原子力規制委員会 委員

#### 原子力規制庁

市村 知也 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長代理

長谷川 清光 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

古作 泰雄 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

猪俣 勝己 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

志間 正和 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

大岡 靖典 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

菅生 智 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

熊谷 直樹 原子力規制部 核燃料施設等監視部門 統括監視指導官

#### 日本原燃株式会社

渡部 日出夫 再処理事業部 副事業部長（新検査精度、システム開発）

出町 孝徳 濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮運転部 部長

早海 賢 再処理事業部 再処理工場 技術部 保安管理課長

濱中 孝之 埋設事業部 埋設計画課 計画グループ 副長

中江 隆則 燃料製造事業部 品質保証部 品質保証部長

中村 亘 燃料製造事業部 品質保証部 品質保証課長

中川 智博 燃料製造事業部 部長

稲妻 祐介 再処理事業部 再処理工場 土木建築保全部 建築保全課 副長

森下 直樹 再処理事業部 再処理工場 保全技術部 保全技術課長  
森永 隆美 再処理事業部 再処理工場 保全企画部 副部長  
(保守管理技術基盤整備)  
浜田 泰充 再処理事業部 再処理工場 保全企画部 副部長  
(保守管理高度化・新検査制度)  
佐藤 史章 安全・品質本部 品質保証部 品質保証計画グループ  
グループリーダー (課長)

#### 4. 議題

(1) 日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設、MOX施設、廃棄物管理施設、濃縮・埋設事業所加工施設、廃棄物埋設施設の保安規定の変更認可申請について

#### 5. 配付資料

資料1 原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定(変更)認可申請について(コメント回答)  
資料2 再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請書審査資料(コメント回答)

#### 6. 議事録

○田中委員 それでは、定刻になりましたので、第366回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開始いたします。

本日の議題は日本原燃の再処理施設、MOX施設、廃棄物管理施設、濃縮施設、そして廃棄物埋設施設の保安規定の変更認可申請についてであります。

本日も新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、日本原燃はテレビ会議システムにより参加となっております。

本日の審査会合での注意事項について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○長谷川チーム長補佐 本日もテレビ会議ということなので、これまで同様、説明者は名前をしっかりとって、資料番号、それから通しページを明確にして説明をください。それから資料は可能な限りモニターに映すなどして、分かりやすい説明に心がけてください。

以上です。

○田中委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは議題に入りたいと思います。前回会合で保安規定に関する申請の説明に対して、施設管理、放射線管理等に対する規定の考え方について指摘いたしました。その後、日本原燃より8月19日に補正申請が提出されていますので、本日は補正申請における指摘事項の対応状況について説明をお願いいたします。資料1と2でしょうか、説明をお願いいたします。

○日本原燃（溝部副事業部長） はい、承知いたしました。日本原燃の溝部でございます。

本日は、私どもが6月1日に認可申請あるいは変更認可申請をいたしました5施設の保安規定につきまして御審議いただきますこと、誠にありがとうございます。

今日は前回7月27日に審査会合を開催いただきまして、その後のヒアリングもあわせて頂戴いたしました指摘等に対しまして、私どものほうから御説明させていただくとともに、御指摘を踏まえまして、必要な申請内容の修正等を行いまして、一昨日8月の19日に一部補正の申請をいたしておりますので、その内容もあわせて御説明させていただきたいと思います。

それでは早速ですが、日本原燃再処理事業部の早海のほうから御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○日本原燃（早海保安管理課長） 日本原燃の早海でございます。

それでは資料1に基づきまして、説明させていただきます。

まず、本資料につきまして、今回、審査の内容に関わるものではございませんが、補正させていただいた内容が一部反映されていない箇所等、そういった落丁がございましたことをおわび申し上げます。訂正箇所につきましては、資料の中で御説明させていただきたいと思います。

最初、1ページ目になります。「はじめに」ということで、こちらはこれまでの経緯を記載しておりますが、冒頭紹介がございましたので、説明については省略させていただきます。

次、2ページ目になります。以下に7月27日の審査会合等においていただきました指摘事項一覧で示しております。次ページ以降で指摘の内容を確認しながら、それに対する当社の対応、考え方と、それから保安規定の補正の内容について御説明させていただきます。

3ページです。指摘内容は廃棄物埋設施設における保安規定の記載について、保安措置等運用ガイドの要求事項を踏まえて、施設管理として実施することを保安規定に記載することというものでございました。当社は下の考え方のほうに示してございますとおり、埋

施設が人と環境への影響リスクが低いことから、保安規定には埋設規則で定める施設管理の要求事項を規定しておりましたが、指摘のほうを踏まえまして、他施設と同様に保安措置等運用ガイドの要求事項を踏まえて、記載の充実化を図ることとし、中央回答欄にございますように、他施設との整合を図った内容で保安規定の変更、認可申請の補正のほうを行ってございます。

4ページです。8月29日に申請した補正申請では、赤字で示す項目について追加する形で変更を行ってございます。具体的条文につきましては資料2の添付10-2のほうに示してございますが、ここでは説明は割愛させていただきます。

5ページです。先ほどの施設管理の指摘に関連して、廃棄物埋設施設について技術基準要求と埋設管理及び施設確認との関係を整理し、説明することの御指摘がございました。これに対する当社の対応を回答欄のほうに示してございます。埋設規則6条の技術基準要求、それから事業許可事項を満足するように、設計管理、保安規定第23条の設計管理に基づき設計し、その結果を施設確認申請として申請を行います。

この設計に基づく設備の設置工事段階には、保安規定第24条の作業管理を適用して実施を行います。その後、保安規定第25条に基づき、設備が技術基準及び事業許可事項に適合していることを自主検査として確認し、その結果を踏まえて施設確認を受けます。廃棄体の埋設完了後は保安規定第22条の施設管理計画に基づき、技術基準、事業許可事項を満足するよう、維持する活動を実施してまいります。

これらを踏まえ、次のページに示すとおり、保安規定の変更認可申請の補正を行いました。

6ページです。8月29日の補正申請におきまして、左上、第22条に事業許可及び埋設規則第6条の技術基準への適合を維持することを目的として施設管理を行うこと、左下の第24条の作業管理の第2項第6号、(6)ですね、こちらに第4章に基づく廃棄物埋設管理を作業管理として実施すること、右の第25条に埋設規則第6条の技術基準要求への適合を自主検査にて確認すること、自主検査を実施する場合の体制等に関する規定を追加してございます。

7ページです。次の指摘事項2ですが、内容は再処理施設、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設における保安活動管理指標で、事業開始までに定めるとしている指標としていた事項の設定の考え方についてです。考え方の枠のほうに示しておりますとおり、再処理施設等事業開始もしくは再開しておらず、施設の有するリスクが低い状況にあるため、保安

活動管理指標を事業開始までに定めることとしておりましたが、建設段階も含め、保全の有効性を監視できるよう、各施設の状況に応じた保全活動管理指標を設定することといたします。保全活動管理指標としては回答欄に示すような指標を設定することで考えております。なお、これらの指標については今後の施設の状況を踏まえ、また保全の有効性評価の観点で、必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えます。

また、以上の考え方を踏まえ、保安規定の条文について、各施設の状況を踏まえてプラントレベル及び系統レベルで設定するとともに、プラント及び系統の供用開始にかかわらず必要な時期に設定するよう、変更認可申請の補正を行っております。

8ページです。具体的な補正内容のほうを示してございます。各施設の施設管理計画の条文の5、保全活動管理指標の設定、監視評価計画の策定及び監視評価の(1)におきましてプラントレベル及び系統レベルの指標を設定することを明確にするるとともに、(3)の「供用開始するまでに」との表現を削除してございます。

9ページです。指摘事項3ですが、経年劣化に関する技術的な評価及び上記施設管理方針について、具体的な内容の説明が求められました。評価の結果の概要を以下に示しております。

各施設における主要な機器・構築物に対し、運転経験や評価時点での最新知見等をもとに、高経年化対策上、着目しない事象も含め、想定される経年劣化事象に対して評価を実施した結果、現状の保全内容に対し追加すべき項目は確認されず、現状の保全を継続していくことにより、今後10年間の使用に対して健全性が確保される見通しを得ております。建屋等のコンクリート構築物の強度低下についても、現状実施しております目視点検、コンクリートコアを用いた破壊試験等を継続していくことで、健全性が確保される見通しを得ております。資料2の添付3以降に、これまでに実施した各施設の経年劣化に関する技術的評価の概要をまとめ、添付してございます。

回答欄のほうですけれども、このような評価結果を踏まえ、長期保全計画、新検査制度以降は長期施設管理方針ですけれども、そちらの策定が必要な機器・構築物はない旨を6月1日に申請しております各施設の保安規定変更認可申請のほうに添付してございます。

10ページです。指摘事項4は再処理施設及び廃棄物管理施設における設計管理、作業管理及び構成管理について実施者が不明確であるため説明をすること、また複数部署によりどのように構成管理の三要素の均衡が維持されているのかを説明することという指摘でございました。

回答欄のほうに示しておりますが、再処理施設及び廃棄物管理施設においては設計の責任者、施工の責任者、検査・試験の責任者、運転の責任者がそれぞれ連携して業務を行うことで、三要素の均衡維持を図ります。このため保安規定においては構成管理の実施者として、施設管理を実施する各職位というふうに記載するとともに、各職位の担当する具体的な業務については、保安規定第17条の職務のほうに記載をしてございます。

11ページです。こちらに構成管理の三要素の均衡の具体例を示してございます。下の図に示すような三要素の均衡持を図るため、設備の設置変更を行う段階であれば、前処理課長が①の関係である設計要件が施設構成情報に適切に反映されていることを設計検証により確認をする、あるいは②の施設構成情報どおりの設備であることの確認を工事後の試験、自主検査の結果の確認により実施します。設備の設置変更後の維持管理段階であれば、運転部が③の設計要件どおりに設備が維持されていることを巡視、監視により確認し、前処理課長が②、③の均衡維持として点検巡視及び自主検査等を実施するという形になります。上記のような活動を通じて、三要素の均衡維持を図りますが、今後の運用を通じて必要な改善に努めてまいりたいと考えます。

12ページです。指摘事項後は廃棄物埋設施設保安規定における事業所において行われる運搬について、施設間で記載の整合が図られてない箇所があるため、考え方を整理し、記載の整合を図ることです。下の考え方の欄に示すとおり、再処理施設、廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設の保安規定においては、事業所内における運搬に係る条文にて、管理区域内を含む事業所内において行われる運搬を規定しておりましたが、ウラン濃縮施設においては管理区域内において行われる運搬は核燃料物質の管理で規定していた、こういったことによる条文の記載の違いがございました。

これに対し、回答欄に示すとおり、事業所において行われる運搬に係る条文について、当該条文を適用する範囲を全施設統一したものとし、全施設の整合を図った記載とするよう、変更認可申請の補正を行っております。また事業所外の運搬に係る条文についても全施設の整合を図った記載としております。

13ページです。補正後の保安規定条文を示してございます。13ページは事業所内における運搬に係るものです。一部規則要求の違いにより、臨界防止に係る記載の有無といった違いがございました。

続きまして14ページです。こちらは事業所外への運搬に関する補正後の条文です。ウラン濃縮施設では線量の確認に係る除外を別表側に記載しているとの違いはございますが、

全施設で同じ記載となるように補正を行っております。

ここですみません、ちょっと一部誤記がございました。埋設施設のほうの3項の(2)のところで、他施設と同様にもものというところを平仮名にすべきところ漢字にしております。補正申請の内容については、どの事業も同じような形で申請を行っております。

続きまして15ページです。指摘事項6は、再処理施設及び廃棄物管理施設における個人線量計の管理方法に関する指摘です。考え方に示すとおり、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法及び作業計画に基づき、放射線管理を行うために必要な放射線測定機類、放射線管理用固定式モニタ等を保安規定に規定していることから、個人線量計については規定しておりませんでした。保安規定審査基準の改正の趣旨を踏まえまして、放射線測定機類の管理に個人線量計を追加するよう補正を行いました。

16ページです。指摘事項7は、MOX燃料加工施設における段階的に定める事項について、加工施設における保安規定の審査基準に基づき、その考え方を説明することの指摘でございます。考え方の欄に記載のとおり、MOX燃料加工施設では核燃料物質である劣化ウランを竣工に先立って搬入、貯蔵することから、3段階で申請するという申請を行ってまいりましたが、保安規定審査基準を踏まえ、今回申請の設計及び工事段階と核燃料物質を搬入する前の2段階の申請とし、核燃料物質を搬入する前までに運転段階を含めた規定を行うことで考えてございます。また、設計及び工事段階では施設に核燃料物質がないことから、燃料取扱主任者の選任及び請負事業者等への保安教育が実施しないこととしてまいりましたが、設計及び工事段階においても事業変更許可、設工認及び保安規定の認可に係る申請の要否の確認ですとか、保安記録の確認等に関して、主任者による監督が必要なこと、それから設計及び工事段階であっても、核燃料物質を取扱う再処理施設等に移設した環境下では工事を行うといったことを踏まえ、今回の設計及び工事の段階申請で、これらに対応するよう8月29日に補正を行っております。回答欄については同じ旨の記載をしております。

17ページです。MOX燃料加工施設の保安規定の段階的申請について、2段階での申請を行う場合の各段階で規定する事項について、表形式で示してございます。核燃料物質等の取扱いに関する事項については第2段階で規定を行います。

18ページです。指摘事項8は、ウラン濃縮工場におけるモニタリングポイントに係る保安規定の記載について、施設間の整合を図ることというものでございます。考え方に示しておりますとおり、ウラン濃縮施設の保安規定では事業変更許可との整合性の観点により、



モニタリングポイントの位置を規定しておりませんでした。他施設での取扱いに合わせて、ウラン濃縮施設の保安規定で、測定位置が明確になるよう補正を行っております。併せて他施設についても風向風速等の測定位置について、位置を明確にするよう、保安規定の変更申請の補正を行っております。なお、図への表記の仕方、表の記載程度など、一部の記載の仕方では整合が図られていない部分につきましては、今後の変更申請で対応したいというふうに考えております。

19ページです。指摘事項9は、保安規定の記載について、施設間の整合を図ることというものでございます。回答欄に記載のとおり、品質マネジメントシステム計画及び総則、保安管理体制等の各施設の保安規定の共通的な事項について施設間の記載整合を図るとともに、誤記等を修正し、変更認可申請の補正を行っております。またMOX燃料加工施設の保安規定にて、火災区域変更等を行う場合、内部火災影響評価を実施するとしていた事項につきましては、新規制基準に係る事業変更許可を受けた後の保安規定変更申請にて対応を行うことで、補正を行っております。

20ページです。記載の考え方を統一した事例を示しております。記載の差異は施設の特徴、状況等の違いによるものです。詳細については添付資料2のほうに示しております。

以上で説明を終わります。

○田中委員 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、規制庁のほうから質問、確認とお願いいたします。いかがでしょうか。

○古作チーム員 規制庁の古作です。

まず、今回指摘、前回の会合でしていただいたところ、9件という形でまとめていただいて、最初1～4については施設管理というところですので、全体を見させていただいたところのコメントさせていただきたいと思っております。

最後の9番でもお話があったとおり、各事業で相違があった点といったところを再度チェックをしていただいて、全体的に整合を図るというようなこと、あるいはこちらのガイドを踏まえて、その趣旨にのっとって整備をしてこられたということで、状況については理解しております。

その中で、ここの指摘の番号ですと3番のところ、高経年化の関係というのがある、これについては保安規定の規定上は、長期施設管理方針とすべきものというのとはなかった

という、これまでの評価結果というのを御説明いただいたというところでございます。前回の会合では結果だけではなくて、その結果のもとになるのは通常の保全がどういうものか、それが適切かといったことが大事ということで、御説明の追加をお願いしたというところで、資料2のほうですと添付3ということで、通しの6ページ目からということで、付けていただいています、大方は前回の会合でも付けていただいているんですけど、具体的にはその次のページ、8ページ、9ページあたりから各事業の中での評価の内容というのが示されていて、特に通し9ページのところで経年劣化事象ということで、減肉、割れ、絶縁、導通、信号、材質変化といったようなところで、日本原子力学会でまとめられているようなものなどを参考に抽出をされて、各機器どれに該当するかということを見られているということ。それぞれに対応して、通常保全で何をやっているかということを見ているということ、特にここで、※2で書かれているような高経年化にかかってくるような劣化モード、特に絶縁低下ですとかコンクリート強度低下といったところを主に日本原燃の施設については対応されているようですけども、こういったことも含めて、もともとの通常の保全の中で、点検計画で、それぞれやることが定められているということを確認させていただきましたので、こういった活動を継続して実施すると、長期施設管理方針じゃないですけども、通常の施設管理方針の下、実施していくということが大事なことなんだろうというふうに理解をしています。

そうしますと、これで丸になったから、それをやればいいということではなくて、今回の保安規定の制定によって、保全プログラムということで継続改善をする、有効性評価をして、適宜よりよい保全にしていくという制度にされるということだと理解をしておりますので、そういったことで常に、これ後も考えていくというふうに理解をしていますけども、そういう理解の中で運用されるということによろしいでしょうか。

○日本原燃（早海保安管理課長） 日本原燃の早海でございます。

今お話をいただきましたとおり、今回、我々は保安規定の変更におきまして、施設管理ということで新たに予防保全を含む施設の管理について、新たに規制をさせていただきました。その中で、予防保全としてはどういったことをやっていくか、点検計画を定めて、それに基づいて点検、それから検査等、実施していく中で、不具合等があれば、それに応じて評価を行って、必要であれば点検計画、もう少し大きな範囲では施設管理の全体の枠組み等を改善していくという活動を行っていくということで考えてございます。

○古作チーム員 規制庁の古作です。

分かりました。そういった活動を一つ一つ積み重ねていくということが大事だと思いますし、今回、保安規定が認可された後は、原子力規制検査ということで日々の活動を我々としては見ていくということになると思いますので、取組を進めていただければと思います。

○田中委員 あとありますか。

○熊谷統括監視指導官 核燃料監視部門の熊谷と申します。

私のほうから、2点ほどコメントさせていただきます。

一つ目が指摘事項1-2です。パワーポイントで言うと5ページ目です。こちらの埋設施設の保安措置要求の中身であります技術基準要求と施設管理及び施設確認との関係を説明することということで質問させてもらったものです。今回このポンチ絵をつけていただくことによって、内容が明確になったと思います。

1点、左側の埋設規則第6条のところに、技術基準要求、その下に括弧で事業許可事項を含むと書いてあるんですけども、ここは、6条は括弧ではなくて技術基準要求と設置許可、事業許可事項の遵守、この二つが含まれていますので、ここは括弧ではなくて両方あるということを十分御認識いただいて運用いただければと思います。

あともう一つ、下の小さいんですけど、※2のところに6条に定める技術基準のうち云々というところで、その内訳は、もう一つの配付資料であります資料2のほうに詳細が書いてありまして、資料2で言いますと、下のページで言うと4/152ページであります。文字が小さいんですけども、拡大してもらって一番下の欄ですね、ここに※2の補足として、6条の技術基準のうち、1、2、4、6号が書かれているんですけども、ちょっとこれにもう一つ追加してもらいたい8号というのがありまして、この8号というのは1から7号までにすくえなかったもの、バスケットクローズ規定が8号にありますので、ぜひ、そこも含めて維持管理のほうをお願いしたいというルールにさせていただければと思います。

まず指摘事項の1-2のコメントは以上ですが、続けてよろしいでしょうか。

○日本原燃（早海保安管理課長） 日本原燃の早海でございます。

御指摘ありがとうございます。ちょっと補足をさせていただきますと、最初、御説明いただきました施設管理について、事業許可、埋設の技術基準だけではなくて、事業許可に適合するよということでの御指摘だったかと認識をしてございます。こちらにつきましてはOHPの6ページ目のほうの左上ですね、施設管理計画の策定のところの左にありますとおり、左上ですね、埋設施設について事業許可を受けた設備に係る事項及び、併記して

埋設規則第6条を含む要求事項への適合を維持するということで施設管理を行っていくということで明確にさせていただきます。

2点目にごさいました補足資料4/152ページの記載でございます。こちらの記載の仕方がちょっと不明瞭で申し訳ございませんでした。※2の記載というのが、注釈でその上の真ん中、図の下にごさいます規則6条に定める技術基準のうち、保安上の措置に関するものも自主検査対象に含むということを書いてございまして、こちらの補足として技術基準の中で保安上の措置に該当する条項として、下に示すようなものが該当するということで記載させていただいたものでございます。

第8号の要求は、事業許可を受けた構造及び設備を有することとなっております。こちらについては、本要求は設備・構造等に関するものですので、保安上の措置に係る要求の一覧として記載している※2の補足には記載しておりませんが、この設備・構造に関する事項も自主検査の対象というふうに考えてございます。対象としておりまして、規則第8号の事業許可を受けた構造及び設備を有することについても確認を行ってまいるといふふうに考えてございます。

○熊谷統括監視指導官 規制庁の熊谷ですけども。

承知しました。引き続きよろしく申し上げます。

もう一点が指摘事項4でございます。パワーポイントで言いますと10ページから11ページの内容であります。ここは今回新たに保安規定に加えられる構成管理の部分でございまして、ここの構成管理は複数の部署が携わるため、その部署間の連携がどうされるのかというのを質問させてもらったものでございます。

記載のとおり、特に11ページに示してもらいましたとおり、三つの関係を文章の中で、前処理課が中心となって管理を行うということが書かれていますので、実効的にされるものだというふうに理解できました。

真ん中のポツの、真ん中にありますポツの三つ目に最後、「前処理課および前処理機械課は、不適合状況について情報共有する」という部分が最後加わっているんですけども、ここちょっと具体的にどのような情報の共有されるのかというのを、また御検討いただければと思います。

そしてこれ保安規定の中では、こういうふうに明確になったんですけど、実運用はやはり試運用みたいなものを実施して、回していただかないと、本当にこの運用ができるかというのが分かりませんので、ぜひ引き続き、検査の観点からの指摘ですけども、そういう

活動もよろしくお願いたします。

以上です。

○日本原燃（早海保安管理課長） 日本原燃の早海でございます。

御指摘ありがとうございます。我々、それぞれの施設管理の活動の中で、それぞれが分担する職務に応じて、関係する均衡維持の活動を行っていくということで考えてございますが、御指摘のように今後いろんな活動を行っていく中で、さらなる均衡維持のために、よりよい運用というのがございましたら、また適宜見直していくように努めてまいりたいと考えます。以上です。

○田中委員 よろしいですか。あとありますか。

○大岡チーム員 規制庁の大岡です。

今回、資料1の19ページからに記載していただいている指摘事項9への対応ということで、保安規定の記載を見て、施設間の整合を図っていただきました。こちらでも多くの箇所で見直されていることを確認させていただきましたが、この部分は、例えばどのような観点で、それぞれの考え方、それぞれのパートの考え方というのは御説明いただきましたけど、そもそも、もっと大きなくくりとして、どういう観点、今後、保安規定をそれぞれの施設で使っていくこととして、どういうポイントに基づいて作業を進められたかということを確認させていただければと思います。

○日本原燃（早海保安管理課長） 日本原燃の早海でございます。

今回、各条文ごとに共通的な記載をしている部分があると思います。そちらを中心に、ポイントを決めて、記載の横並びが図られているかどうかということ整理して、今回反映したものでございます。ちょっと回答が合っているかどうか分かりませんが。

○大岡チーム員 すみません、ちょっと分かりづらい質問でした。すみません。

今までいろいろな記載を5施設でそれぞれ書いていたものが、今回全ての、例えば同じことを定めているところに対して、全てに修正が入っていたり、ただ、どれか一つに対して横並び水平展開を図ったものではなくて、全社で集まって、それぞれの施設の保安規定を横並びで見て、こういう方針を示すべきだというふうに決めていったプロセスが発生したと思います。そういうことをされたんだろうなと思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

○日本原燃（早海保安管理課長） 日本原燃の早海でございます。

今回、共通部分についての記載の統一化を図るに当たっては、各事業部間で調整をいた

しまして、どの記載が一番ふさわしいか、横並びを見て、事業部間でどの記載がふさわしいかというのを全体で調整をした上で、今回の補正を行ってございます。

○大岡チーム員 はい、承知しました。

そこで、今後、これから下部規定を整備していくと考えておりますが、そういったそれぞれの保安規定に基づく下部規定のようなものも、そういった作業で進められるという理解でよろしいでしょうか。

○日本原燃（早海保安管理課長） 日本原燃の早海でございます。

下部規定になりますと、若干それぞれの事業部の中で細かな運用、組織間の役割分担等の違い等があるところはございますけども、共通的な部分については情報共有を図って、できるだけ共通的な運用が図られるような調整を図ってまいりたいと思います。

○大岡チーム員 承知しました。せっかくの機会でしたので、今回の施設間の整合を図るというプロセスを今後も続けていっていただけたらなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

今の点、少し、せっかくの機会なのでお伝えをしておくと、今回の横並びを見て、保安規定として定めるものというのが、どういうレベルなのかというのを考えるいい機会になったんだろうなというふうに思っています、その過程の中で、拡充したものもあれば、あるいは記録なんかで自主のものについては落としたりということで、そういう意味でも重要度に応じた規定というのも考えることになったのではないかなというふうに思っています。

今、話のあったように今後、いろいろと運用変更があったりといったときに保安規定を変えるべきかどうか、あるいは書くときには、どういうふうな書き方がいいのかといったような考えにもつながっていきますので、これを経験として今後も考えていただければということと、あと下部規定の話も、全社共通で検討する会議体もあると思いますので、特に保安規定の下部規定、その次の段階で要領類ですかね、そういったところについては審議事項だと思いますから、そういったところで引き続き見ていっていただいて、社全体のマネジメントとして効率的にできるようにといったことを進めていただければと思っています。

○日本原燃（早海保安管理課長） 日本原燃の早海でございます。

頂きました指摘を踏まえて、今後も改善を図ってまいりたいと思います。

○田中委員 ほかありますか。

○猪俣チーム員 規制庁、猪俣です。

資料1の17ページのところで、今回、指摘7への対応ということで、MOX施設で段階的に定める事項についてということで、設計及び工事段階と核燃料物質の搬入段階の2段階申請しますということについては理解をしました。

この核燃料物質の搬入段階については、具体的に設工認で各工程が整理された段階で、具体的な中身というのは確認することになると思いますけれども、この辺の体制の整備というのは、きちんと保安規定の下でやっていく必要があるというふうに考えております。そういった観点で、搬入段階で申請される内容に関して、余裕をもって早めにその変更申請が提出されることになるかと思いますが、その理解でよろしいでしょうか。

○日本原燃（早海保安管理課長） 日本原燃の早海でございます。

次の第2段階で、核燃料物質等の搬入段階の保安規定として、運転段階も含めた規定のほうを申請していただく予定としてございます。そちらにつきましては、今後、運転管理等ですとか、それから核燃料物質の管理等、非常に保安活動上、重要な事項というのがいろいろ新たに規定することになることを踏まえまして、できるだけ早い段階で、その措置内容について検討いたしまして、申請を行っていくことで考えてございます。

○古作チーム員 規制庁の古作です。

余裕をもって申請いただけるということなので、その際にいろいろと確認させていただければと思いますけど、その保安規定とは別に、新基準側、今許可のほうの議論をしているところではありますけども、その後には設工認があり、保安規定のほうも新基準に対応した保安規定の条文といったようなところでの変更申請ということも出てくると思いますので、そういったところのどういう作業工程、工事工程になり、そういった手続の工程を踏むのかといったことについては許可後に、まずは設工認の第1回という、対応した第1回といったようなことの中で、工事計画などから確認させていただくことになると思いますので、そういったところで順々にスケジュールを明確にしていっていただければというふうに思っています。よろしく申し上げます。

○日本原燃（早海保安管理課長） 日本原燃の早海でございます。

今後、許可、MOX燃料加工施設については、現在許可についての審査中でございますけれども、それを受けまして今後申請します設工認、それから保安規定について、どのように申請、どういうタイミングで、どのように申請を行っていくかということにつきまして、

必要に応じて面談等で御説明、御相談させていただきたいと思います。

○田中委員 よろしいですか。あとありますか。いいですか。

○市村チーム長代理 規制庁の市村です。

この保安規定の変更、あるいは新しく作るものもありますけれども、については補正も含めて、いろんな御検討いただいて、審査が進められてきて、必要などころはおおむね確認ができてきたんじゃないかと思えますけれども、今日も議論があったように、この保安規定というのは事業者のプラントを安全に設計をして、適切に運営をしてということの基礎となるもの、事業者の宣言であって、この字面で紙に書くことが重要なのではなくて、これを今日議論があったように、いかに実践をしていただくかということが重要なので、それは今、今日ここにいらっしゃってる皆さんだけじゃなくて、もちろん従業者皆さん、関係者皆さんでしっかり共有をいただいて、実践をしていただくことが大事なんで、それは肝に銘じていただきたいというふうに思うことと、それから、今日も議論があったように日本原燃の特徴というのはいろんな施設を持っている、しかもいろんな段階の施設を持っている、設計中とか、作り上げているものはあれば、運営してるものもあって、そのメリットというのは、会社全体で様々なところから得られた知見をフィードバックすることによって、より複層的な議論ができるというようなメリットがあると思えますし、逆にデメリットは硬直的に、今日も施設間の整合性みたいな話があって、それはもちろんいい話ではあるんだけど、ややもすると硬直的な運営になって、施設の特徴を踏まえない不適切な運用になりかねないので、そのメリットデメリットが両方あるということは、よく頭の上に置いて、それ言うまでもなく、皆さんそう思っていると思えますけれども、多少これまで様々な審査をして感じるのは、皆さんの事業部ごとにちょっと対応が違っていたりとか、言うことが違っていたりとか、整合性が取れてないんじゃないか、あるいは会社の中で情報共有されてないんじゃないかと思うことがあって、それはもちろん施設が違うので、そういうこともあるんだと思えますけれども、それはむしろデメリットとして生じてしまうのではなくてメリットとなるように生かして、運営をしていただきたいというふうに思っています。なので、引き続きぜひよろしくお願いいたします。

○日本原燃（溝部副事業部長） 日本原燃の溝部でございます。

了解いたしました。そのように運用させていただきます。

○田中委員 あとよろしいですか。

今、市村のほうから話があったことは重要だと思いますので、よろしく対応をお願いします。



ます。

あとよろしいですか。

ないようでしたら、私のほうから最後に一言述べますが、本日で指摘していた事項の説明を受け、現時点において大きな論点はないことを確認いたしました。規制庁においては引き続き必要な確認を進め、もし何かあればまた議論をしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

じゃあ、ほかなければ、これをもちまして本日の審査会を閉会いたします。ありがとうございました。